

(別紙)

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、原告及び三原副社長に対する脅迫及び嫌がらせを行って原告に経済的損害及び信用毀損による損害を与えたことを謝罪する。
- 2 被告は、原告に対し、損害賠償金として400万円の支払義務があることを認める。
- 3 (1) 被告は、原告に対し、被告が現在管理している別紙目録記載の動画運営サイト（以下「本件サイト」という。）を直ちに（別紙目録記載4については、アカウントのロックが解除され、かつ解除されたことを被告が知つてから直ちに）削除し（別紙目録記載6については、本和解成立の日から10日以内に運営会社によりコミュニティの解散処理がされたことをもって削除したものとみなす。）、かつ、令和9年2月14日まで（同日を含む。以下同じ。）、動画の投稿及び配信を一切行わないことを約束する。
(2) 被告は、原告に対し、本件サイト以外に同様のサイトが存在することを認識した場合は、直ちに原告に通知し、そのサイトを速やかに削除する努力を行うことを約束する。
- 4 被告が前項(1)のとおり、本件サイトを削除し、かつ、令和9年2月14日まで動画の投稿及び配信を行わなかった場合は、原告は、被告に対し、第2項の損害賠償金の支払義務を免除する。被告が前項(1)に反し、本件サイトを削除せず、または、令和9年2月14日までに動画の投稿又は配信を行った場合は、被告は、原告に対し、直ちに、第2項の損害賠償金を現金で支払う。
- 5 原告と被告は、本和解条項の公表を含めて、本件に関する情報の公表及び第三者への開示は専ら原告が行うことを確認し、被告は、原告に対

し、本件に関する情報の公表及び第三者への開示を一切行わないことを約束する。

6 原告は、その余の請求を放棄する。

7 原告と被告は、原告と被告との間に、本和解条項に定めるものほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

8 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

(別紙)

目録

1 YouTube

オタク系ユーチューバーたかぼー64 ちゃんねる・檜崎隆裕

2 ニコニコ動画

たかぼー64

3 X (旧Twitter)

たかぼー64@4歳から34歳まで平成青春男。大都会茂原出身。

4 X (旧Twitter)

たかぼー64(30代)@無職ではないフリーランス。オタククリエイター。

4歳から34歳まで平成青春男

5 pixiv

たかぼー64@檜崎隆裕

6 ニコニコミュニティ

たかちゃん応援団

7 Hatenablog

たかぼー64のテレビゲームブログ（工事中）

8 Hatenablog

たかぼー64 のパソコン大先生ブログ

9 たかぼー64 のゆっくりフリーランスでいこう

10 【FF11 人生】 クラーケン倶楽部

11 たかぼー64 のテクノ入門

12 note

たかぼー64 (楳崎 隆裕)

13 Hello world Takahiro Narazaki

以上